

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会 遺伝性腫瘍専門医制度「暫定遺伝性腫瘍指導医」に関して

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会は腫瘍学と遺伝学に精通し、遺伝性腫瘍に関する適切な医療を推進できる優秀な人材の養成、遺伝性腫瘍に関する知識の普及と医療活動の向上、以って国民の福祉への貢献を目的に、遺伝性(旧称 家族性)腫瘍専門医を認定する。

遺伝性腫瘍専門医制度小委員会(以下、制度小委員会)では、本専門医制度の開始に際して下記の通り暫定遺伝性腫瘍指導医の申請を受け付ける。

1. 暫定遺伝性腫瘍指導医申請の対象となる基本領域学会専門医

制度小委員会が認める基本領域学会専門医(日本内科学会, 日本小児科学会, 日本皮膚科学会, 日本精神神経学会, 日本外科学会, 日本整形外科学会, 日本産科婦人科学会, 日本眼科学会, 日本耳鼻咽喉科学会, 日本泌尿器科学会, 日本脳神経外科学会, 日本医学放射線学会, 日本麻酔学会, 日本病理学会, 日本臨床検査医学会, 日本救急医学会, 日本形成外科学会, 日本リハビリテーション医学会),および総合診療専門医、日本内科学会認定内科医、日本外科学会認定登録医。

2. 遺伝性腫瘍専門医制度における暫定遺伝性腫瘍指導医申請の施行期間

2017年度より2026年度末まで(2027年度より、暫定遺伝性腫瘍指導医の資格は廃止され、暫定遺伝性腫瘍指導医による研修施設の資格認定は失われる)

3. 暫定遺伝性腫瘍指導医の申請資格

規則第20条に定める暫定遺伝性腫瘍指導医の認定は、次の各号に掲げる事項を満たさなければならない。

- (1) 継続して1年以上、日本遺伝性腫瘍学会の会員である者。
- (2) 医籍登録後10年以上。
- (3) 家族性腫瘍カウンセラー、または、遺伝性腫瘍の医療に関係した学術活動(申請時から遡って過去10年間に、遺伝性腫瘍に関連した論文5編以上、うち1編は筆頭著者または責任著者)を行っている者。

遺伝性腫瘍に関連した論文は、「総説」、「原著論文」、「症例報告」、「本の分担執筆」などを含み、掲載誌は、原則として「PubMed」、「医学中央雑誌」、「J-STAGE」で検索可能なもので、かつ、制度小委員会の審査によって適当であると認められたものとする。

4. 暫定遺伝性腫瘍指導医の申請手続

暫定遺伝性腫瘍指導医の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類に所定の手数を添えて、制度小委員会に提出しなければならない。

- (1) 暫定遺伝性腫瘍指導医認定申請書

- (2) 履歴書
- (3) 医師免許証の写し
- (4) 暫定遺伝性腫瘍指導医制度の対象となる、基本領域学会専門医などの認定証の写し
- (5) 家族性腫瘍カウンセラー認定証の写し、または、遺伝性腫瘍に関連した論文 5編の写し

5. 暫定遺伝性腫瘍指導医の認定

制度小委員会において審議し、暫定遺伝性腫瘍指導医としてふさわしいと認めた者を日本遺伝性腫瘍学会理事会に推薦し、日本遺伝性腫瘍学会理事長が暫定遺伝性腫瘍指導医に認定する。

6. 暫定遺伝性腫瘍指導医認定等に必要の手数料

暫定遺伝性腫瘍指導医の認定等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 暫定遺伝性腫瘍指導医申請手数料 10,000円
- (2) 暫定遺伝性腫瘍指導医認定手数料 10,000円(5年間分)
- (3) 暫定遺伝性腫瘍指導医更新料 10,000円(5年間分)

* 一旦受領した費用は返還しない。

7. 暫定遺伝性腫瘍指導医の認定取り消し

暫定遺伝性腫瘍指導医として認定された者が次の各号の一つ以上に該当するとき、制度小委員会は認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を辞退したとき。
- (2) 医師の資格を喪失したとき。
- (3) 一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会の学会員でなくなったとき。
- (4) 規則 20 条に関連する事項に、事実と重大な相違が認められるとき。
- (5) 一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会理事会が暫定遺伝性腫瘍指導医としてふさわしくないと認めたとき。

8. 経過措置による遺伝性腫瘍研修施設の認定要件

- (1) (暫定)指導医資格をもつ医師が 1 名以上いること。
- (2) 到達目標に掲げる能力が取得でき、遺伝性腫瘍の医療に関する臨床研修が可能であること。
- (3) 遺伝性腫瘍に関する医療を年間 5 例以上提供していること。
- (4) 専門外来として遺伝性腫瘍の医療に関する外来を開設していることが望ましい。

附則

2017年4月26日 制定

2019年6月13日 学会名称変更に伴い改定